

憲法しんぶん 速報版

発行 憲法改憲阻止各界連絡会議（憲法会議）

Eメール mail@kenpoukaigi.gr.jp

HPサイト <http://www.kenpoukaigi.gr.jp>

本号 4 号 第 3 1 6 号

2 0 1 1 年 1 2 月 5 日

Tel 03-3261-9007

Fax 03-3261-5453

衆・参憲法審査会相次いで開催 国民は改憲論議など求めていない！

改憲原案の審査の権限を持つ憲法審査会が、衆参両院で相次いで開催されました。

参院憲法審査会が実質 1 回目の会議

11 月 28 日に開かれた参議院憲法審査会では、参議院憲法調査会会長や憲法調査特別委員会委員長であった関谷勝嗣氏と情野秀樹憲法審査会事務局長が参考人として報告しました。関谷氏は、調査会などの報告だけでなく、「国会での憲法改正議決要件を過半数の賛成に緩和すべき」、大震災に関連して「非常事態に対処する規定がない。国民保護の見地からも国家緊急権を制度化する必要がある」などとあえてルールに反して、踏み込んだ発言をしました。非常事態対応規定盛り込み発言は、先の衆院憲法審査会（11 月 17 日）で中山太郎氏が述べた「見解」と同じパターンで、参考人の立場を「利用」して改憲論議を無理矢理起こそうとしました。

民主党「論憲」「改憲」に熱心 自民党など「押し付け」論の蒸し返しも

各党代表の発言要旨は後述のとおりです。

この中で民主党は、衆院憲法審査会での民主党代表の発言（山花郁夫氏「震災復興が最優先課題で憲法問題は後回し」、辻元清美氏「憲法を変えやすくし、政権が変わるたびに憲法がコロコロ変わるようでは政治は安定しない」）が、「民主党は憲法論議に後ろ向きの印象を持たれた」などとの党内の改憲派から出た反発を意識し、「大震災と原発事故が憲法論議を妨げることは全くない。…憲法審査会を通してさまざまな憲法論議をやっていききたい」などと発言しています（民主党増子輝彦議員）。

また、「自主憲法制定」を掲げる自民党やみんなの党、たちあがれ日本、国民新党などの代表は、憲法調査会などで公式に退けられた憲法の制定過程を「押し付け」とする論を蒸し返しているのも特徴です。

【民主党・江田五月氏】

民主党の憲法調査会事務局長として、論憲、創憲の立場で憲法提言などをまとめてきた。私たちの世代には現憲法が自分たちの血であり肉であるという感覚があり、憲法改正と聞くと本能的に身構える。しかし、憲法は不磨の大典ではなく、時代の変化によって成熟していくべきものだ。憲法改正自体は緊急の課題ではないが、非現実的な目標でもない。会派を超えて、穏健で良識的な合意を形成する努力を積み重ねていくべきだ。

【自民党・川口順子氏】

国のかたちがあるべきかについて国民が議論を重ねその総意を結集して改正されるべきであり、そのために国会で議論を重ねる必要がある。現行憲法の制定過程では国民の主体的議論が行われたとはいえない。制定過程から生ずるひずみが存在し、現代と未来の要求に十分に応えるものになっていない。自民党は新憲法草案を改正し、新たな憲法改正案の取りまとめに向け議論している。復興が最大の課題で、憲法改正は優先順位が下がるとの意見がある。復興の重要性は論をまたないが、改正議論も今だからこそ重要だ。

【公明党・魚住裕一郎氏】

憲法の3原則は根本規範として堅持すべきもの。基本的に護憲の立場だが、何も変える必要はない、議論する必要はないという意味ではなく、10年前には論議の立場で議論した。大枠では護憲、詰めれば加憲という立場だ。憲法審査会規程を早く出すべきとってきたし、18項目の付帯決議はこの審査会で早急に議論すべきだ。現行憲法の展開のありようとして国家緊急権なども審査すべきである。

【みんなの党・江口克彦氏】

現行憲法が占領軍による日本弱体化という意図で作成されたことは明らかだ。3～5年ごとに一度検討し、道州制の導入、首相公選制の導入、環境、プライバシーなど新たな視点から考え、憲法を時代に合ったものにすべきだ。まず96条から改正し、改正要件の柔軟性を。

【たちあがれ日本・藤井孝男氏】

党綱領の第一番目に「自主憲法制定」を掲げている。国家の緊急事態に際しては救援活動などのために国民の基本的な人権を制限することも必要になる。自衛隊が国際法上の軍隊であることを明記すべきである。天皇が国家元首であることを明示すべきだ。

【社民党・福島瑞穂氏】

改正に関する手続法は欠陥法だ。付則や付帯決議についての措置も検討もやられないままだ。憲法価値の実現をこそすべきで、審査会は今動かす必要はない。立法府の課題は、婚外子差別、1票の格差、基地周辺の騒音問題など山積し、これらを放置したまま改正論議優先は不要。今は被災者の生存権、幸福追求権の回復に全力を傾けるべきだ。

【国民新党・亀井亜紀子氏】

日本が自主独立国家として主権を守るには憲法改正が必要だ。自主憲法制定を政策に掲げている。自衛隊が誇りを持って活動できるような体制を憲法上整えていきたい。両院協議会、2院制のあり方についても議論していきたい。

【日本共産党・井上哲士氏】〔全文〕

日本共産党の井上哲士です。

我が党は、国民は憲法改正を求めておらず、憲法審査会を動かす必要は全くないことを幹事懇談会の場でも表明してきました。この審査会は憲法改正手続法に基づくものですが、この法律は憲法に改正規定がありながら手続法がないのは立法不作為などとして作られたものであります。しかし、手続法がないことで国民の権利が侵害された事実もなく、立法不作為論は全く成り立たないものであります。そして、この手続法が強行されてからこの四年余りも憲法審査会を始動してこなかったことで国民が不利益を被った事実もありません。

今この審査会を動かす理由はありません。

振り返りますと、今日の憲法をめぐる動きは、九条の改憲を目指す勢力が二〇〇〇年に国会に憲法調査会を設置したことに始まりました。改憲を目指す勢力は調査会を足掛かりとして国民の中に改憲の機運を盛り上げようとしてきました。しかし、国民世論は九条改悪反対が多数であり、九条を変えるべきであるとする意見は一貫して少数でありました。

続いて、二〇〇五年に憲法調査特別委員会が設置され、自民、公明、民主の各党で憲法改正手続法作りが進められました。元々、立法不作為などは成り立たないものだった上、慎重審議を求める国民多数の声を無視して衆議院では自公両党による強行採決が行われ、参議院では最低投票率の問題を始め十八項目もの附帯決議が付けられました。このことは、いかにこの手続法が多くの問題点を残したまま強行されたかを示しております。そして、手続法を強行し改憲を選挙の公約に掲げた安倍政権は、その夏の参議院選挙で国民からノーの審判を突き付けられて、退陣を余儀なくされました。

選挙後に憲法審査会の設置を規定した改正国会法が施行されましたが、審査会規程を制定できず、審査会は始動することができませんでした。すると、麻生政権末期の二〇〇九年六月に、自公両党が再び強行採決によって衆議院で憲法審査会規程を制定をいたしました。このように、審査会は強行に強行を重ねてつくり上げられたものであります。

民主党は公正中立な改憲手続法の制定を掲げていましたが、自公両党のこうしたやり方に強く抗議して手続法に反対し、衆議院での憲法審査会の規程にも反対し、安倍元首相らに自己批判と謝罪まで求めてきました。その後、二〇〇九年九月の総選挙で国民の生活が第一を公約に掲げて政権交代を果たした民主党政権の下で、憲法審査会は始動させてませんでした。ところが、民主党政権が普天間問題や消費税など公約違反への批判の中で昨年の参議院選挙で過半数を割り、いわゆるねじれ国会となりました。その下で、国会対策上の理由から、衆議院では反対した憲法審査会規程と同じ内容の規程を参議院では与党だからといって民主党が提案をし、さらに野田政権になって憲法審査会委員の選任を強行した、これが経過であります。

民主党が改憲手続や衆議院での憲法審査会規程の制定に際しての主張を顧みることなく、憲法の問題を国会対策の手段として軽々しく扱うことは、国民の厳しい批判を免れないでしょう。また、自民党からは、非常事態条項が憲法に必要だとして、その必要性を国民に理解してもらうにはまず国会の中で十分な議論をしていく必要があるという主張があります。

国民が具体的に改憲を必要とした場合の手続の場として設けられた審査会を改憲機運を盛り上げる場に利用するということは、制定当時の提案者の発言にも反するものであり、認めることはできません。

震災からの復興の課題と本審査会の審議についての言及もありました。

今、被災地から聞こえてくるのは、憲法に定められた生存権を始めとして、憲法が震災復興に生かされていないという悲鳴の声であります。逆に、憲法に規定がないにもかかわらず、日本では個人の財産形成に税金をつぎ込むことができないと、こういう主張が復興の妨げになっております。

今、国会がなすべきことは、総力を挙げて憲法を生かした被災地の復興に全力を挙げることでありまして、本審査会を今後も動かすべきではないと、そのことを強く主張して意見表明を終わります。

衆院憲法審査会も会議 改憲派議員一改憲の雰囲気作りと改憲論点開陳に利用

衆院憲法審査会が12月1日開かれました。この日の会議では、冒頭衆院法制局橋幸信企画調整部長が前回会議（11月17日）での中山太郎参考人発言の要約の報告を行った後、

保利耕輔（自民党）、中島正純（国民新党）、緒方林太郎（民主党）、山尾志桜里（民主党）、笠井亮（日本共産党＝発言全文を別掲）、照屋寛徳（社民党）、大口善徳（公明党）、棚橋泰文（自民党）、石破茂（自民党）、柴山昌彦（自民党）、小沢鋭仁（民主党）各氏が順に発言しました。

国会の発議要件を過半数に下げる運動をすすめる「96条改正議連」の中心メンバーでもある小沢鋭仁氏は、「時代環境の変化に合わせるための改正のために二分の一を、との鳩山由紀夫氏の提案は重要で、審査会で議論してほしい」と発言。石破茂氏は「国家主権や国家の独立が憲法から落ちている。占領期にできたからだ」、「国家そのものが存亡の危機に瀕したときに、国民に義務を求め権利を制限するということは、自由と権利を護持するためにこそ必要」、「憲法9条の1項、2項、どこからもロジカルに集団的自衛権は使えないというのは出てこない」とし、「そんなに時間があるわけではない。議論に意味があるのではなく、結論を出すことに意味がある」と発言しました。

照屋寛徳氏は、「非常事態に際し、99条の憲法尊重義務者に、個別法による憲法の生存権の具体化を求めている」「非常事態条項を設けるために改憲が必要という主張は、改憲せんがための口実であり、反対」と述べました。

【日本共産党・笠井亮氏】全文

日本共産党の笠井亮です。

前回及び今回の憲法審査会について、二つのことを簡潔に述べておきたいと思います。

一つは、前回、十一月十七日の審査会の後、何人もの方々が私の事務所を訪れてこられまして、さらに、問い合わせや電話、メール等も多数寄せられました。その中では、なぜ今憲法審査会なのか、東日本大震災の復興、それから福島原発事故収束、除染、全面賠償など国会がやるべきことは山積しているのになどの疑問の声でありました。さらに、非常事態の規定がないなどと大震災を改憲の口実にするなんてひどい、五十四条もよく読んでもらいたい、勉強してもらいたいという怒りの声もありました。

多くの方々から、憲法審査会はこれ以上動かさないとほしいという強い要請を私は受けたところであります。

私は、前回、意見表明の中で、国民は改憲を求めておらず、今後、憲法審査会を動かすべきでないという主張しましたが、その意を改めて強くした次第であります。

二つ目に、前回の審査会は、ともかくも、憲法調査会及び憲法調査特別委員会の経過について中山参考人から報告を聞いて、それに関する意見表明ないし質疑を行うという趣旨で開かれたはずであります。今回も、その補足の自由討議として開催されているわけであります。我が党は、そうした審査会の開会には反対をしましたが、しかし、そういう趣旨で開かれることになった以上、私なりに、これまでの憲法調査会と憲法調査特別委員会の経過を振り返って、むしろそのことに限定して意見表明をしたつもりであります。

ところが、多くの議員の方々からは、そうしたこれまでの経過と説明に関する発言とか質問というのはわずかに限られていて、むしろ、改憲を志向する立場から、それぞれの委員個人の持論とか改憲の論点に関する発言が目立ったと思います。参考人からも、これまでの経過にとどまらず、今改憲が必要との持論も開陳されたと思います。

そういう意味では、開催の趣旨からはみ出す発言は、憲法調査会のときにもたびたびありましたが、改憲を望んでいない多くの国民の意思とは全くかけ離れた議論だと言わなきゃいけないと思います。

やはり、そういう点でも、憲法審査会は動かすべきではないというふうなことを痛感しておりますので、そのことを重ねて強調させていただいて、発言とします。

終わります。